

# 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

# いのちのとりで裁判がクライマックスを迎えています



## ※アカンオールスターズ

アカンオールスターズとは世の中の“アカン”事に対して異議を唱えるために立ち上がった正義の勇者たちである!! 只今メンバー募集中!!

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。「物価偽装」までして強行した大幅引き下げに対し全国で起こされた裁判が「いのちのとりで裁判」です。

怒涛の勝訴ラッシュで地裁勝ち越しが確定!  
しかもエリート裁判官の集まる行政事件「専門部」で全勝!

## 全国29地裁・31訴訟団でたたかっています

2020年		2021年					2022年					2023年					2024年																
6月	2月	3月	5月	9月	11月	12月	3月	5月	6月	7月	10月	2月	3月	4月	5月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月								
名古屋地裁	大阪地裁★	札幌地裁	福岡地裁	京都地裁	金沢地裁	神戸地裁(兵庫訴訟)	秋田地裁	佐賀地裁	熊本地裁	東京地裁①★	仙台地裁	横浜地裁	宮崎地裁	青森地裁	和歌山地裁	さいたま地裁	奈良地裁	大津地裁	大阪高裁(大阪訴訟)	千葉地裁	静岡地裁	広島地裁	名古屋高裁(愛知訴訟)◎	那覇地裁	鹿児島地裁	富山地裁	津地裁	大阪高裁(兵庫訴訟)	(秋田訴訟)	仙台高裁秋田支部	東京地裁②★	東京地裁③★	岡山地裁
×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○

○…原告勝訴、◎…原告勝訴(国家賠償も認める)、×…原告敗訴、★…行政事件「専門部」、太字は高裁

2024年10月末現在

## どちらが説得的? いずれも最高裁第3小法廷に係属中

### 大阪高裁判決 (2023年4月14日)



違法となるのは、確立した専門的知見との矛盾がある場合だけ

人との交流が減ったりしたことは、リーマンショック後の国民全体の苦境と同じだから我慢せよ

高齢加算最高裁判決と判断基準が違うよ!

国民全員が沈んでいるからガマンしろっていうの?

政治に歪められた行政を正せるのは司法だけだよ!



### 名古屋高裁判決 (2023年11月30日)

法律違反はアカン※



高齢加算最高裁判決の基準に照らせば統計等との合理的関連性や専門的知見との整合性がなく違法だ

文化的生活とは、孤立しないこと、自分なりの楽しみを持てること

あたりまえの判断してくれた!人の心が通った判決だね!



# 旗色が悪くなると主張の **ちゃぶ台返し** を繰り返す国

コロコロ変わる国の主張と、それに追従して変わる高裁判決。

## 判断枠組みについて

### 訴訟の始まりから終盤まで

老齢加算訴訟最高裁判決が「先例」であり、本件でもその判断枠組み※1をもちいるべきだ

※1…老齢加算訴訟最高裁判決(2012年2月28日、同年4月2日、2014年10月2日)は「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無の審査を要求



判断の「土儀」は、原告側も国側もずっと争いがなかったんだ

名古屋高裁判決(2023.11.30)で負けると突然、主張を **ちゃぶ台返し**

- 本件で老齢加算訴訟最高裁の判断過程審査の判断枠組みを用いることは適切でない
- 老齢加算は「既得権」で重要だが、基準生活費(生活扶助費)はそうでもないで緩い判断基準でよい
- 本件には、朝日訴訟最高裁判決※2の判断枠組みが妥当する

※2…朝日訴訟最高裁判決(1967年5月24日)「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反する場合に限り違法となる」

※3…老齢加算東京訴訟の東京高裁判決(2010年5月27日)は、朝日訴訟基準を採用していたが、最高裁判決は、上記の判断過程審査の手法を採用し、朝日訴訟基準は採用しなかった

老齢加算訴訟の最高裁判決が言い渡された経緯※3を無視して、60年前に先祖返りするなんて



## デフレ調整\*の根拠

\*デフレ(物価下落)を理由に全世帯一律4.78%生活扶助基準を引き下げ

### 裁判当初

デフレにより、生活保護世帯の可処分所得(買えるもの)が4.78%実質的に増加したから、その分、生活扶助費を減らした

デフレ調整の違法性を指摘する判決が相次ぐと…

### 2022年後半から

**ちゃぶ台返しその1**

デフレ調整は、生活水準が低下していた一般国民との不均衡を是正するためにやったものだ

### 2023年前半から

**ちゃぶ台返しその2**

これまで通り、一般低所得世帯(所得下位10%)の消費水準との比較によると生活扶助基準を12.6%引き下げることになり、減額幅が大きすぎるので、デフレ調整の範囲(4.78%)の減額に止めた

国の主張を **不採用**

法律違反は **アカン**※



長谷川恭弘 裁判長  
(名古屋高裁  
2023年11月30日判決)

- 元の主張が維持できないことを認めているに等しい
- 基準改定が「最低生活の需要」との関係で行われなければならない(生活保護法8条2項)という視点に欠け、失当だ

国の主張を **不採用**

国の主張はおかしい  
法律違反は **アカン**※



長谷川恭弘 裁判長

- 断片的な情報に基づき抽象的な可能性をいうものに過ぎない
- 物価を直接考慮することが正当である根拠を示すものではない

国の主張を **採用**



山田明 裁判長  
(大阪高裁2023年4月14日判決)

一般国民の生活水準が急速に悪化しているとの認識はよく理解できる

**不当判決**



齊木利夫 裁判長  
(仙台高裁秋田支部  
2024年3月14日判決)

国の主張を **採用**



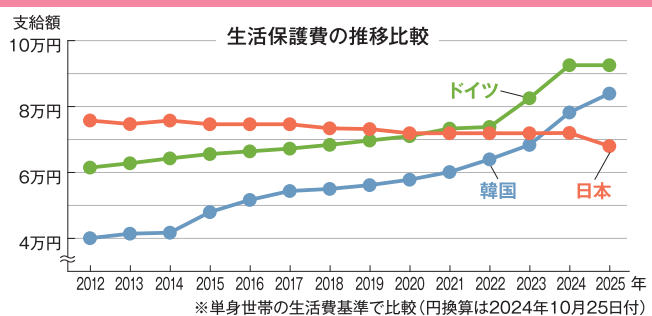
森崎英二 裁判長  
(大阪高裁  
2024年4月26日判決)

国の説明が不合理とはいえない

**不当判決**

**不当判決**

諸外国は物価高対応で引き上げ、引き下げ続けているのは日本だけ



## 一連の訴訟は次々と最高裁判所に係属

この国の司法は誰のためにあるのか、が問われています。最高裁判所あて統一署名にご協力ください!

署名用紙はこちらからダウンロードできます。オンライン署名もできます。



## いのちのとりで裁判全国アクション

【連絡先】 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階  
あかり法律事務所 弁護士 小久保 哲郎 TEL06-6363-3310 FAX06-6363-3320



いのちのとりで

検索

<https://inochinotoride.org/>